品川区商店街担い手育成支援事業助成金交付要綱

制定　令和 ８年４月１日　区長決定　要綱第 149 号

（目的）

第１条　この要綱は、後継者不足により持続的な運営が困難となっている商店街において、次世代の担い手となる人材を育成することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　この要綱に基づく品川区商店街担い手育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1)　区内の商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（区内全域を街区とする事業協同組合を除く）（以下これらを「法人商店街」という。）

(2)　法人商店街以外の未組織商店街(以下「任意商店街」という。)

(3)　隣接する複数の法人商店街および任意商店街で組織した連合体等

(4)　品川区商店街連合会および品川区商店街振興組合連合会（以下、「品川区商店街連合会等」という。）

（担い手育成事業の助成）

第３条　区長は、次の各号に定める要件を備える事業に対し、助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

(1)　第１条の目的を達成する事業であること。

(2)　前条各号に規定する者により実施される事業であること。

(3)　商店街の担い手確保・育成のために実施される事業であること。

(4)　事業化の具体性をもった企画であること。

２　区長は、助成対象者が実施する別表１に掲げる事業で、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業」として採択された事業に対し、その事業に係る経費の一部として、助成金を交付する。

３　区長は、前項の事業のうち、商店街の若手（年度末時点での年齢が４９歳以下の者をいう。以下同じ。)・女性グループが実施するイベント事業および活性化事業（以下「若手・女性支援事業」という。）で、特に必要と認められる場合は、その事業に係る経費の一部として、「若手・女性支援事業助成金」を交付する。

ア　助成対象者関係者およびその同居する親族（同一生計）である５名以上の若手または女性で構成されていること。

イ　若手または女性が構成員の過半数を超えること。

ウ　若手または女性がグループの代表であること。

エ　構成員の過半数および代表者が助成対象者役員でないこと。

オ　総事業費が１５０万円以下であること。

４　区長は、第１項の事業のうち、助成対象者関係者およびその同居する親族（同一生計）である５名以上の女性で構成されるグループが実施するイベント事業および活性化事業（以下「女性活躍推進事業」という。）で、特に必要と認められる場合は、その事業に係る経費の一部として、「女性活躍推進事業助成金」を交付する。

５　区長は、第１項の事業のうち、助成対象者が商店街会員の新規確保や役員の育成に向けて実施する事業（以下「商店街担い手確保支援事業」という。）で、特に必要と認められる場合は、その事業に係る経費の一部として、「商店街担い手確保支援事業助成金」を交付する。

（助成金の対象経費）

第４条　助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表１に掲げるものとする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、予算の範囲内において、別表２に定める限度額と、助成対象経費に別表２の助成率を乗じた額（１千円未満の端数は切り捨て）を比較し、いずれか低い額とする。

（業者選定委員会の設置）

第６条　助成対象者は、商店街担い手育成支援事業の全部または一部を専門業者（以下「業者」という。）に請け負わせ、または委託して実施しようとする場合は、原則として複数の業者から選定するものとし、その選定にあたっては、区長の指導のもとにあらかじめ業者選定委員会を設置し、その議を経て業者を選定するものとする。

２　前項の業者選定委員会は、商店街振興組合等の構成員（当該請負または委託の対象業者は除く。）３名以上で組織するものとする。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第１号様式）により区長に提出しなければならない。ただし、助成対象者である商店街振興組合等のうち未組織商店街（以下「未組織商店街」という。）が、第３条に定める事業を実施する場合については、助成金交付申請書に加えて、会則または規約ならびに役員名簿ならびに 24 箇月分の決算書および関係帳簿（以下「会則等」という。）を合わせて区長に提出するものとする。なお、会則等を提出しない未組織商店街については、第３条に定める事業に係る助成金の交付を受けることはできないものとする。

（助成金の交付決定）

第８条　区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第２号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

２　区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（助成事業の内容変更等）

第９条　助成事業者は、事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第３号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

２　区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第４号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第 10 条　助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（非常災害の場合の処置）

第 11 条　区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

（実績報告）

第 12 条　助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第５号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 13 条　区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第６号様式）により助成事業者に通知するものとする。

２　前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経費の額または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第 14 条　助成事業者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第７号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の概算払い）

第 15 条　助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第８号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、第 13 条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書（第９号様式）により精算しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 16 条　助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに品川区商店街担い手育成支援事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第 10 号様式)により区長に提出しなければならない。

２　前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条　区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

２　前項の規定は第 13 条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（契約の相手業者に対する処分）

第 18 条　前条第１号に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が判明したときから１年間、助成事業の契約の相手業者となることができない。

（助成金の返還）

第 19 条　区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

２　区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金）

第 20 条　区長は、第 17 条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年 10.95％の割合で計算した違約加算金（100 円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

２　前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 21 条　助成金が２回以上に分けて交付されている場合における前条第１項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

２　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

３　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（資産処分承認等）

第 22 条　助成事業者は、取得した資産または効用の増加した資産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

２　助成事業者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が 50 万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第 11 号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　区長は、前項の承認をした場合において、助成事業者に取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している助成金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付させることができる。

４　助成事業者は、助成事業の終了後５年間、常に助成事業の内容等を公開できるよう資料を整備しなければならない。

（助成金の経理等）

第 23 条　助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（検査）

第 24 条　助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

（適用）

第 25 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 4 号）、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱（平成 15 年 6 月 24 日要綱第 160 号）、東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（平成 15 年 3 月 26 日 14 産労商地第 1643 号）および東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱（平成 29 年 3 月 31 日 28 産

労商地第 2382 号）の規定を適用する。

（委任）

第 26 条　この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

商店街担い手育成支援事業に係る助成金の対象経費

区　　分	摘　　要
１．周知の経費	事業の周知を図るために要する経費
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	設置状況の分かる写真を提出
広告宣伝費に係るコピー代	
ホームページ制作費、動画撮影・編集費、SNS 活用費	事業周知用のみ
使用量が確認できる場合のみ、チラシ制作に係る用紙およびインクトナー代	在庫管理台帳等を作成し写しを提出
２．会場設営等の経費	イベント会場の設営、運営等に要する経費
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	契約書または請書（注文書など）の写しを提出 実施状況が確認できる写真を提出
イベントの企画、運営の委託に要する経費	実施状況が確認できる写真を提出
抽選会券、福引券等の印刷経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	実施状況が確認できる写真を提出
会場賃借料	物品の保管目的は除く
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
会場設営用のガムテープ、両面テープ、文具代	汎用性の高い物は除く
感染症対策のための経費	
３．景品の経費	抽選会や福引の景品の購入に要する経費
	(1)景品の等級、本数及び品名等をチラシ、ポスター等で不特定多数の者にあらかじめ周知 (2)実際に配付した景品の等級、本数及び品名等を確認できる書類（景品管理簿等）を作成し提出 (3)景品単価 1 万円以下の部分 (4)総額 90 万円以下の部分
４．記念品の経費	イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費
	(1)チラシ、ポスター等で不特定多数の者に、数量及び品名をあらかじめ周知

		(2)実際に配付した記念品の数量及び品名を確認できる書類（記念品管理簿等）を作成し提出
５．出演料の経費		大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費
		１件当たり１日 100 万円以下の部分
６．その他諸経費		事業の実施に要する諸経費
	賠償責任保険料、傷害保険料等（保険期間を表示）	準備及び撤去期間（イベント前後１日間）を含む
	道路使用許可手数料	
	送料	
	事業系一般ごみ処理手数料またはごみ処理券購入費	
	事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	時間給 1,500 円以下の部分 実施状況が確認できる写真を提出
	事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人または団体への謝礼	
	事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備し写しを提出
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	光熱水費	
	事業で使用した共有物のクリーニング代	備品台帳を具備し写しを提出
	写真現像代	
	振込手数料	

＊各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

＊100 万円以上の経費については、3 社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

＊使用実績のない経費に関しては助成対象外となる。ただし、天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

商店街担い手育成支援事業に係る助成金の対象経費

(1) 施設を整備する事業
①街路灯整備・改修・撤去　②カラー舗装　③アーケード整備・改修 ④アーチ整備・改修・撤去　⑤モニュメント設置　⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設・改修　⑧商店街事務所設置・改修　⑨統一看板設置　⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備・改修　⑫来街者用トイレ設置　⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備　⑮基本設計・実施設計　⑯AED の設置
(2) ＩＴ機能の強化を図るための事業
①ホームページ作成　②ポイントカード導入　③キャッシュレス決済導入　④Ｅコマース導入 ⑤ＰＯＳシステム導入　⑥スマートフォンアプリ導入　⑦顧客情報システム導入 ⑧フリーＷｉ－Ｆｉ整備
(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業

①お客様向け巡回バス導入　②タウンモビリティー導入　③宅配事業　④案内板設置 ⑤商店街マップ作成
(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業
①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業　③エコマネーの導入・調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）
(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業
①活性化計画策定　②活性化委員会開催　③来街者調査　④購買動向調査　⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝　⑦専門家派遣　⑧人材育成　⑨振興組合化等支援　⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

別表２（第５条関係）

助成率および助成金の限度額

区　　分	助　成　率	限　度　額
若手・女性支援事業		
イベント事業	11/12	1,375 千円
活性化事業	11/12	1,375 千円
女性活躍推進事業		
イベント事業	11/12	1,375 千円
活性化事業	11/12	1,375 千円
担い手確保支援事業	11/12	15,715 千円

※1　年度内１回の実施に限る。

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

助成金交付申請書

下記のとおり、助成金の交付を申請します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業（　　事業）

２．事　　業　　名

３．事　業　内　容　　（１）計画書　　別紙１

（２）予算書　　別紙２

４．担　　当　　者　　（１）氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）連絡先
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙1（第7条関係）

商店街振興事業名	品川区商店街担い手育成支援事業(　　事業)

1　事業名

2　商店街名

3　実施期間(景品等交換期限を含む。)

令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

4　実施場所

5　事業の具体的な内容

※収益事業の有無　有　・　無（有の場合、具体的な内容を記入）

6　期待される効果

（　目標来街者数　　人）

7　経費(単位:円)

経費区分	総事業費（a）	対象経費（b）	対象外経費
周知費用			
会場設営費			
景品購入費			
記念品購入費			
出演料			
その他諸経費			
計			

＊交付申請時は、総事業費から収益を差し引く必要はありません。

(商店街負担額の内訳)

区分	金額（e）
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

総事業費（a）	補助対象経費（b）	都補助額（c）	区助成額（d）	商店街負担額（e＝a－c－d）

別紙2 （第7条関係）

商店街名	

予 算 書

（単位：円）

No.	経費名称	数量	単 価	金 額	対象経費	対象外経費	備 考
①周知費用 【小計】				0	0	0	
②会場設営費 【小計】				0	0	0	
③景品購入費 【小計】				0	0	0	
④記念品購入費 【小計】				0	0	0	
⑤出演料 【小計】				0	0	0	
⑥その他諸経費 【小計】				0	0	0	
			合 計	0	0	0	

総事業費計A　対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分（①周知費用、②会場設営費、③景品購入費、④記念品購入費、⑤出演料、⑥その他諸経費）順に記載願います

助成対象経費計B	助成率C （助成限度額）	助成金交付申請額D （=B×C） ※共催の場合は各商店街分の合計	商店街負担額E （=A−D）

※「助成金交付申請額D」について

・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。

・算出した額が助成限度額を超過した場合、助成限度額が助成金交付申請額となります。

・申請時は、総事業費から売上等収益を差し引く必要はありませんが、実績報告時は総事業費から売上等収益と対象外経費を差し引いた額をもとに、助成額を算定します。

区 分				
商店街負担額Eの内訳				

第２号様式（第８条関係）

文　　書　　番　　号
年　　月　　日

商店街名
代表者
　役職名・氏名　　様

品川区長

助成金交付決定通知書

　年　　月　　日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業（　　事業）

２．事　　業　　名

３．交 付 決 定 額

４．そ　　の　　他

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

変更等承認申請書

　　年　　月　　日付　文書番号　で助成金の交付決定通知があった助成事業の内容を変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。”

記

１．助 成 金 の 種 別　　品川区商店街担い手育成支援事業（　　事業）

２．事　　業　　名

３．変更(*中止)内容

４．変更(*中止)理由

第４号様式（第９条関係）

文　　書　　番　　号
年　　月　　日

商店街名
代表者
　役職名・氏名　　様

品川区長

変更等承認決定通知書

　　年　　月　　日付で申請があった助成事業の内容の変更（*中止）について、下記のとおり承認します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業（　　事業）

２．事　　業　　名

３．承　認　内　容

４．付　帯　条　件

第５号様式（第12条関係）

令 和　　年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実績報告書

　年　月　日付　文書番号　で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業(　　事業)

２．事　　業　　名

３．実施事業の報告　　（１）実施報告書　　別紙１

（２）決算書　　別紙２

４．担　　当　　者　　（１）氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）連絡先
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙1（第12条関係）

商店街振興事業名	品川区商店街担い手育成支援事業(　　事業)

1　事業名

2　商店街名

3　実施期間（景品等交換期限を含む）

令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

4　実施場所

5　事業の具体的な内容

※収益事業の有無　有　・　無

6　事業実施後の効果

（　来街者数　　人）

7　経費（単位：円）

経費区分	総事業費（交付申請時）	総事業費(a)（実績報告時）	対象経費(b)	対象外経費	増減の主な理由
周知費用					
会場設営費					
景品購入費					
記念品購入費					
出演料					
その他諸経費					
計					
売上・収入等（f）		0			

＊増減の主な理由欄は、総事業費が2割以上増減した場合に記載

（収益事業の内容）

内容	金額
計　（　f　）	

（商店街負担額の内訳）

区分	金額（e）
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

総事業費（a）	補助対象経費（b－f）	都補助額（c）	区助成額（d）	商店街負担額（e＝a－c－d）

別紙2（第12条関係）

商店街名	

決 算 書

（単位：円）

No.	経費名称	数量	単 価	金 額	対象経費	対象外経費	備 考
①周知費用 【小計】							
②会場設営費 【小計】							
③景品購入費 【小計】							
④記念品購入費 【小計】							
⑤出演料 【小計】							
⑥その他諸経費 【小計】							
	合 計						

総事業費計A　対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分（①周知費用、②会場設営費、③景品購入費、④記念品購入費、⑤出演料、⑥その他諸経費）順に記載願います。

売上等収益C	助成対象経費D (=B−C)	助成率E (助成金交付決定金額)	助成金確定額F（=D×E） ※共催の場合は各商店街分の合	商店街負担額G (=A−F)

※「売上等収益C」について

・売上等収益がある場合は、収益を確認できる「収益証明書」等、代表者および会計担当者が署名・押印した
を添付願います。

※「助成金確定額F」について

・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。

・算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

区　分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Gの内訳				

第６号様式（第13条関係）

文　　書　　番　　号
年　　月　　日

商店街名
代表者
　役職・氏名　　様

品川区長

助成金額確定通知書

　　年　月　日付　文書番号　で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業（　　事業）

２．事　業　名

３．助成金確定額　　（１）交付決定額　　円

（２）確　定　額　　円

［内訳］

４．入金予定日　　年　　月　　日（　　）

５．そ　の　他

第７号様式（第14条関係）

年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請　求　書

年　　月　　日付品地産収第　　号で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業（　　事業）

２．事　　業　　名

３．請　　求　　額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

４．連　　絡　　先　（１）書類発行責任者
（※押印がある場合は不要）

役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）書類作成担当者

捨印

役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第８号様式（第15条関係）

年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

概算払請求書

年　　月　　日付　文書番号　で交付決定通知のあった助成金について、下記のとおり請求します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業助成金（　　事業）

２．事　　業　　名

３．概算払請求理由

４．請　　求　　額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）

交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

概算払受領済　＿＿＿＿＿＿＿＿円

今回請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

残　　額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

捨印

第９号様式（第15条関係）

年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

助成金精算書

年　　月　　日付　文書番号　で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算します。

記

１．助成金の種別　　品川区商店街担い手育成支援事業助成金（　　事業）

２．事　　業　　名

３．精　算　額　等　　(1) 交付決定額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2) 精算額(確定額) ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3) 概算払受領額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(4) 返還予定額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(5) 追給予定額 ＿＿＿＿＿＿＿＿円

捨印

第10号様式（第16条関係）

年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度品川区商店街担い手育成支援事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

品川区商店街担い手育成支援事業助成金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．助 成 金 の 種 別　　品川区商店街担い手育成支援事業（　　事業）

２．事　　業　　名

３．助成金額（確定額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

４．助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
＿＿＿＿＿＿＿＿円

５．消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
＿＿＿＿＿＿＿＿円

６．助成金返還相当額（項目５から項目４を引いた額）
＿＿＿＿＿＿＿＿円

第11号様式（第22条関係）

年　　月　　日

品 川 区 長　あて

商店街名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者
役職名・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

財産処分承認申請書

品川区商店街担い手育成支援事業助成金により取得した取得財産等の処分について、下記のとおり申請します。

記

1．処分予定の取得財産等に係る事業の名称

2．処分予定の取得財産等の品目、取得年月日、取得価格（効用の増加した価格）および時価

品　　目	取得年月日	取得価格（効用の増加した価格）	時価
①			
②			
③			
④			
⑤			

3．処分予定の取得財産等の設置場所

4．処分予定方法

5．処分予定理由